

経 済 産 業 省

平成 20・06・24 原院第 1 号

平成 20 年 6 月 24 日

放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について(追加指示)

原子力安全・保安院

NISA-326b-08-4

原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について」(平成 20 年 6 月 5 日付け平成 20・06・04 原院第 2 号)に基づき平成 20 年 6 月 18 日付けで原子力事業者から提出された報告を精査しました。その結果、複数の原子力事業者において、協力企業における従業者の身分確認結果の証拠書類を原子力事業者自らが全く確認していないことが確認されました。このことは大変遺憾です。

このため、当院は、提出された報告を精査した結果を踏まえ、原子力事業者に対し、追加的に下記の対応を求めるとともに、講じた措置の内容、結果について、平成 20 年 7 月 4 日までに当院あて追加的に報告するよう求めます。

記

1. 身分を偽って放射線管理区域内で就労している者の有無の確認

- ・身分確認に当たっては、原則として写真付き公的身分証明書の原本(例外として、写真付き公的身分証明書を保有していない者については、二種類以上の公的書類等の原本)を確認すること。
- ・特に、協力企業(その下請企業を含む。以下同じ。)の従業者の身分確認を行うに当たっては、協力企業における身分確認結果を確認するのみならず、その証拠書類を原子力事業者が自ら確認すること(原子力事業者自らが協力企業の従業者の身分確認を行う場合はこの限りでない。)
- ・当該確認は、確認対象となる者の全数について行うこと。

写真付き公的身分証明書:自動車運転免許証、旅券(パスポート)、外国人登録証明書、

写真付き住民基本台帳カード、その他これに相当する書類
公的書類等：健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、その他のこれに相当する
書類

2. 再発防止策

- ・同種の事案の再発防止策として、今後は、放射線業務従事者の登録の際の身分確認に当たっては、原子力事業者自らが原則として写真付き公的身分証明書の原本(例外として、写真付き公的身分証明書を保有していない者については、二種類以上の公的書類等の原本)を確認すること。
- ・上記の方法について、保安規定に基づく要領書等に明記すること。

3. 確認不能な者についての登録解除等

- ・海外勤務中、療養中等の理由により、平成20年7月4日までに1. の身分確認ができない者については、その後身分の確認ができるまでの間は、放射線業務従事者の登録の解除等の措置により放射線管理区域内への入域を禁止すること。